

## 10 水田活用の直接支払交付金

【330,400(315,000)百万円】

### 対策のポイント

米政策改革の着実な実行に向け、食料自給率・自給力の向上に資する飼料用米、麦、大豆など戦略作物の本作化や地域の特色ある魅力的な产品的な産地づくりに向けた取組を支援し、水田のフル活用を図ります。

### <背景／課題>

- 行政による生産数量目標の配分を廃止する等の米政策の改革を着実に進め、農業経営体が自らの経営判断に基づき作物を選択できる環境を整備することが重要です。また、主食である米の安定供給、食料自給率・自給力の向上、多面的機能の維持強化等を図るために、生産資源である水田を最大限に有効活用する必要があります。
- このため、需要に即した主食用米の生産を進めつつ、飼料用米等の多様な米の生産振興をそのコスト削減とあわせて図るとともに、小麦、大豆など多くを海外からの輸入に依存している品目の作付けを拡大していく等の取組を進める必要があります。

### 政策目標

- 飼料用米、米粉用米の生産を拡大（飼料用米110万トン（平成37年度））
- 担い手の飼料用米の生産コストを10年間で5割程度削減（平成37年度）
- 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦28.1万ha、大豆15万ha（平成37年度））
- 飼料自給率の向上（40%（平成37年度））

### <主な内容>

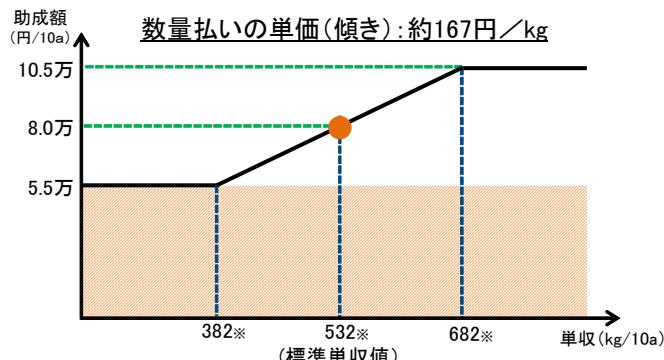
水田を活用して、飼料用米、米粉用米、麦、大豆等の作物を生産する農業者に対し、交付金を直接交付します。

#### 1. 戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物 ※	35,000円/10a
WCS用稻	80,000円/10a
加工用米	20,000円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、 55,000～105,000円/10a

※ 子実用とうもろこし(飼料用)を含む

#### ○ 飼料用米、米粉用米の数量と交付単価の関係



注1：数量払いによる助成は、農産物検査機関による数量確認を受けていることが条件

注2：※は全国平均の平年单収（標準单収値）に基づく数値であり、各地域への適用に当たっては、市町村等が当該地域に応じて定めた单収を適用

## [平成30年度予算概算要求の概要]

### 2. 産地交付金

105,740(101,572)百万円

地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、地域の特色のある魅力的な产品的な産地を創造するため、地域の裁量で活用可能な産地交付金により、二毛作や耕畜連携を含め、**産地づくりに向けた取組を支援します。**

また、取組に応じた配分（下表参照）を都道府県に対して行います。

対象作物	取組内容	追加交付単価
飼料用米、米粉用米	多収品種への取組	12,000円／10a
加工用米	複数年契約(3年間)の取組 ※継続分のみ。	12,000円／10a
そば、なたね	作付の取組 ※基幹作のみ。	20,000円／10a

※ 上記のほか、以下の取組に応じた配分を都道府県に対して行います。

#### ① 転換作物拡大

都道府県段階において需要のある作物の生産拡大に向けた自主的な取組を促す観点から、前年度実績よりも転換作物が拡大し、主食用米の作付面積が減少した都道府県に対し、その面積に応じて10,000円／10aを配分します。

#### ② コメの新市場開拓

主食用米の国内需要が減少する中、内外のコメの新市場の開拓を図る米穀を作付けた都道府県に対し、作付面積に応じて20,000円／10aを配分します。

#### ③ 畑地化

水田の畠地化（水田台帳の交付対象水田から除外し、当年度から本交付金の交付対象としない。）に取り組んだ都道府県に対し、取組面積に応じて10.5万円／10aを配分します（取組年度に限り当メニューのみ交付可）。

[お問い合わせ先：政策統括官付穀物課 （03-3597-0191）]

# 水田活用の直接支払交付金の概要

【平成30年度予算概算要求額：330,400(315,000)百万円】

- 米政策改革の着実な実行に向け、飼料用米、麦、大豆等の戦略作物の本作化を進めるとともに、産地交付金により、地域の特色ある魅力的な產品の產地の創造を支援。

## 【交付対象者】

販売目的で対象作物を生産する販売農家・集落営農

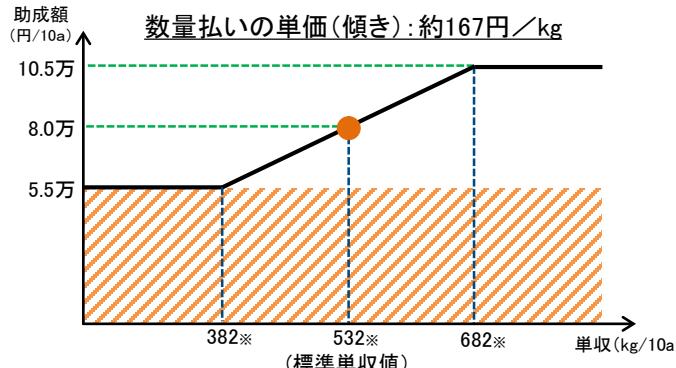
## 【支援内容】

### 1. 戰略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物*	3.5万円／10a
WCS用稻	8.0万円／10a
加工用米	2.0万円／10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、 5.5万円～10.5万円／10a

\* 子実用とうもろこし（飼料用）を含む

#### <飼料用米、米粉用米の交付単価のイメージ>



注1：数量払いによる助成は、農産物検査機関による数量確認を受けていることが条件

注2：※は全国平均の平年単収（標準単収値）に基づく数値であり、各地域への適用に当たっては、市町村等が当該地域に応じて定めた単収を適用

## 2. 産地交付金

- 地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、高付加価値化や低コスト化を図りながら、地域の特色のある魅力的な產品の產地を創造するため、地域の裁量で活用可能な産地交付金により、二毛作や耕畜連携を含め、產地づくりに向けた取組を支援
- また、取組に応じた配分（下表参照）を都道府県に対して行う

対象作物	取組内容	配分単価
飼料用米、米粉用米	多収品種への取組	1.2万円/10a
加工用米	複数年契約（3年間）の取組 ※継続分のみ。	1.2万円/10a
そば、なたね	作付の取組 ※基幹作のみ。	2.0万円/10a

上記のほか、以下の取組に応じた配分を都道府県に対して行う

- ① 転換作物拡大（1.0万円/10a）  
前年度実績よりも転換作物が拡大し、主食用米の作付面積が減少した場合に、その面積に応じて配分
- ② コメの新市場開拓（2.0万円/10a）  
内外の新市場の開拓を図る米穀の作付面積に応じて配分
- ③ 畑地化（10.5万円/10a）  
水田の畠地化面積（交付対象水田からの除外面積）に応じて配分